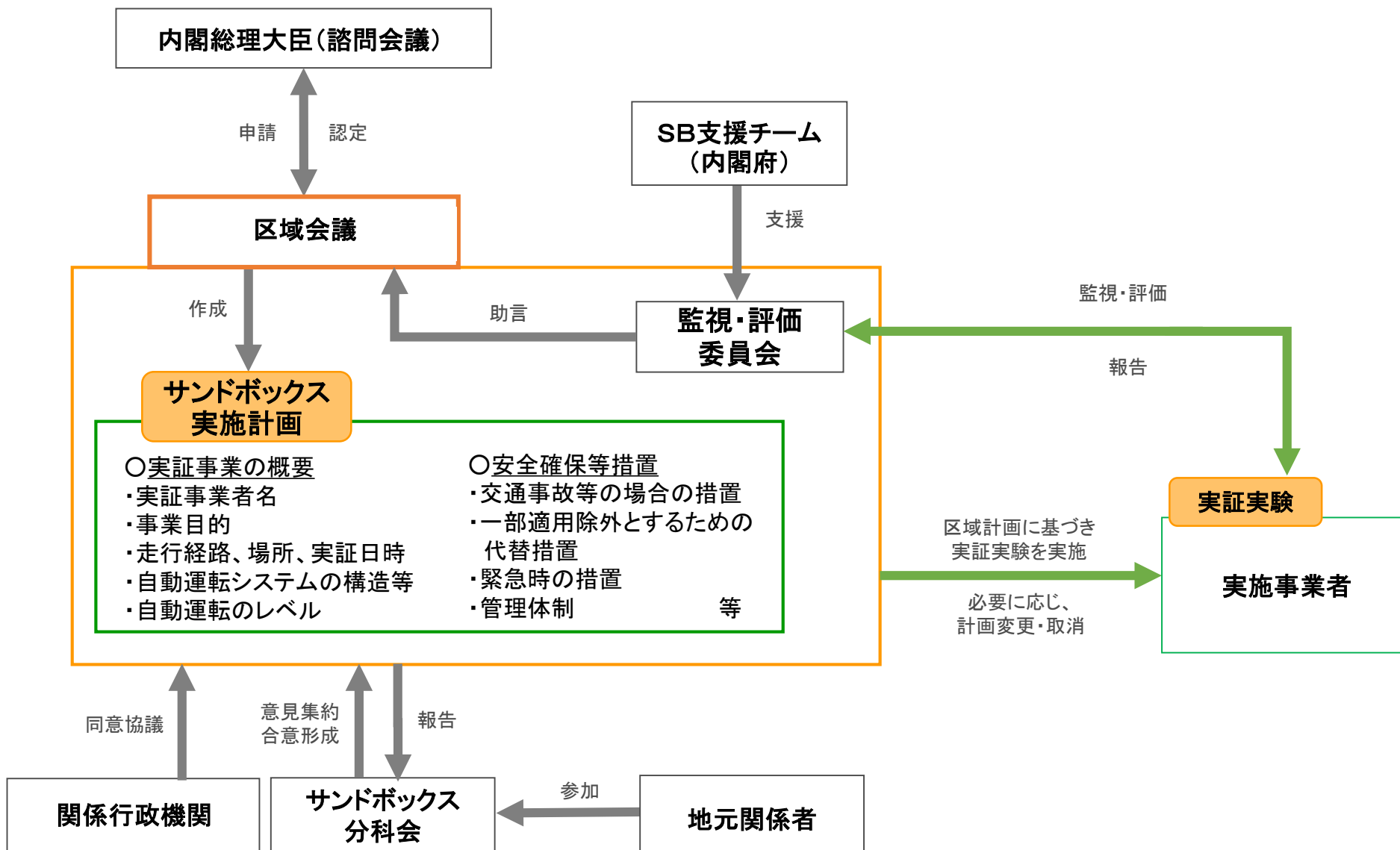


国家戦略特区における規制のサンドボックス制度

	地域限定型(国家戦略特区)
法律	国家戦略特区法の改正
対象	<ul style="list-style-type: none">○ 対象分野を限定 (自動走行、ドローンを想定)○ 対象地域を特定
目的	<ul style="list-style-type: none">○ <u>地域を限定し規制改革を一挙に実現</u>
基本的 枠組み	<ul style="list-style-type: none">○ <u>従来の特区法の枠組みどおり</u><ul style="list-style-type: none">① 相応の試行実績がある分野について、分野ごとに、法令上の措置を行い事前規制を最小化、若しくは撤廃した上で、② 国、自治体、事業者の三者が一体となって計画を策定し、総理が計画を認定。③ 区域会議の下に置かれた第三者委員会が事後チェックを行い、必要に応じ助言。※ 総理認定に当たり、主務大臣の同意協議を実施。
総理の 役割	<ul style="list-style-type: none">○ 特区基本方針を策定。○ 諮問会議委員を任命。同会議の議長に。○ 適用する特例措置含め、それぞれの事業計画を区域計画の中で総理が認定。

国家戦略特区における規制のサンドボックス制度（検討イメージ）



- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定
地元関係者の合意、関係府省庁と協議 ⇒ 総理大臣認定

SB実施計画

- ・ 自動運転レベル : レベル3
- ・ 遠隔または非遠隔 : 遠隔型
- ・ 利用技術 : 自律型
- ・ 使用車両 : バスタイプ(個別車種を指定)
- ・ 実験地域 : A地点～B地点
- ・ 実施日時 : ●曜日～●曜日 ○時～○時
- ・ 安全対策 :
 - ① 走行経路上に障害物を検知した際に、自動的に安全に停止する機能
 - ② 混在交通(公道)においては、交差点内を安全に通行することが可能な機能
 - ③ 地元関係者との合意
 - ・
 - ・
 - ・



関連規制が求める要件を
実質的に満たしたとみなす

実証事業計画(実施事業者、
日時等)が各特区自治体の
長又は特区担当大臣【P】
の認定を受ければ



実証実験



- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定
地元関係者の合意、関係府省庁と協議 ⇒ 総理大臣認定

SB実施計画

- ・ 利用技術 : 自律型飛行
- ・ 飛行方法 : 海上目視外、橋梁上空
- ・ 使用機体 : マルチロータ(個別機種を指定)
- ・ 実験地域 : A地点～B地点
- ・ 実施日時 : ●曜日～●曜日 ○時～○時
- ・ 安全対策 :
 - ① 飛行経路上の橋梁等の状況を把握し、電車・自動車の上空を飛行しないよう、タイミングを自動で調整する機能
 - ② 墜落を回避または墜落時の衝撃を緩和する機能(パラシュート、エアバッグ等)
 - ③ 地元関係者との合意 (港湾管理者、河川管理者、道路管理者、鉄道事業者等)



関連規制が求める要件を
実質的に満たしたとみなす

実証事業計画(実施事業者、日時等)が各特区自治体の長又は特区担当大臣【P】の認定を受ければ



実証実験

